*2016年 09月 第2版（新記載要領に基づく改訂）　　認証番号：15100BZZ00604000
2008年 02月 第1版（新様式第1版）

類別：歯科材料　01　歯科用金属

管理医療機器　　一般的名称：歯科用金ろう　　JMDN 70773000

Ｋ１８ロウ

【禁忌・禁止】

本合金又は類似成分の合金に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

＊該当規格：JIS T 6117:2011「歯科用金ろう」

［成分･分量］

成　分	分　量
金	75.0％
銀	5.5％
銅	10.5％
亜鉛	7.0％
その他　インジウム	

［形状・構造・原理］

光沢のある板状金属片のろう材で、加熱溶融し、歯科修復物、補綴物又は装置をろう付する。

［性能等］

溶融温度	液相点	805 ℃
	固相点	730 ℃

【使用目的又は効果】

歯科修復物、補綴物又は装置をろう付法によって作製するときに用いる。

＊【使用方法等】

［本合金と併用する材料］

(1) 適用合金

各種金合金，歯科メタルセラミック修復用貴金属材料（後ろう付）

(2) 適用フラックス

石福金属興業製「フラックス#6」又は「フラックス#20（後ろう付）」

［使用方法等］

(1) ろう付

通法によってろう付して下さい。

(2) 研磨

通法によって研磨して下さい。

＊【使用上の注意】

(1) 重要な基本的注意

①本合金の使用により発疹，皮膚炎などの過敏症状が現れた患者には，使用を中止し医師の診断を受けさせること。

②ろう付加熱時において、溶融したろう材及びフラックスから発するヒュームを多量に吸引しないよう局所排気装置を配置するか、保護マスクを着用し、作業終了後は必ず洗眼・うがいを行うこと。

③本合金の研磨作業などの際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。

④ろう付作業時には金属の飛散などによる目の損傷や火傷を防ぐため、保護めがね及びその他の保護具を使用すること。

⑤他の合金と混溶しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

［保管方法］

歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：石福金属興業株式会社
住　　所：〒340 - 0002
埼玉県草加市青柳2丁目12番30号
電 話 番 号：048 - 931 - 4581

製品に関するお問合せ先
石福金属興業株式会社　歯科材営業部
電話番号　03 - 3252 - 8471